

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 1 号

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会委員会条例（昭和 41 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 議員は、<u>予算決算委員のほか</u>、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称及び常任委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p><u>(4) 予算決算委員会 26人</u></p> <p>3 総務生活委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長直轄組織防災課の所管に<u>属する</u>事項</p> <p>(2)から(10)まで <省略></p> <p>4 及び 5 <省略></p> <p>6 <u>予算決算委員会の所管事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>予算に関する事項</u></p> <p>(2) <u>決算に関する事項</u></p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称及び常任委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>3 総務生活委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長直轄組織防災課の所管に<u>関する</u>事項</p> <p>(2)から(10)まで <省略></p> <p>4 及び 5 <省略></p>

附 則

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に選任される常

任委員会の名称、常任委員の定数及び常任委員会の所管事項について適用する。